

第 3 期

斑鳩町国民健康保険

特定健康診査等実施計画

平成 30 年 3 月

斑 鳩 町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 計画の期間.....	1
3 特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方.....	1
第2章 第2期実施計画の実績と評価について.....	5
1 被保険者数と医療費の現状.....	5
2 特定健康診査実施結果.....	8
3 特定保健指導実施結果.....	11
4 これまでの主な取組.....	12
第3章 特定健康診査について.....	13
1 対象者の定義.....	13
2 目標値の設定.....	13
3 実施項目.....	13
4 実施場所.....	15
5 実施時期.....	15
6 周知や案内方法.....	15
7 代行機関の利用.....	15
8 実施に関する年間スケジュール.....	15
9 実施率向上のための取組.....	16

第4章	特定保健指導について	17
1	対象者の定義	17
2	目標値の設定	18
3	実施内容	19
4	実施場所	19
5	実施期間	19
6	周知や案内方法	19
7	実施率向上のための取組	20
第5章	個人情報の保護について	20
1	個人情報保護について	20
2	特定健康診査・特定保健指導の記録の保存等	20
第6章	特定健康診査等実施計画の公表及び周知について	21
1	特定健康診査等実施計画の公表等	21
2	特定健康診査等の普及啓発	21
第7章	特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて	21
1	目標達成状況の評価方法	21
2	評価時期	21
3	評価・見直しについて	21
参考		22
1	斑鳩町国民健康保険運営協議会規則	22
2	平成29年度斑鳩町国民健康保険運営協議会 委員名簿	25

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命の延伸や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など大きな社会環境の変化により医療費や保険料の増大が見込まれる中、国保財政を健全化し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていました。

このような状況を踏まえて、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を第1期より引き続き実施しています。

当計画は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき策定した「特定健康診査等実施計画」の第2期計画期間の終了に伴い、引き続き生活習慣病対策の充実を図り、さらに促進していくため、第3期計画として策定するものです。（なお、詳細については別に「斑鳩町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱」に定めます。）

2 計画の期間

第3期計画の期間は、基本指針に即して6年を1期とし、平成30年度から平成35年度とします。

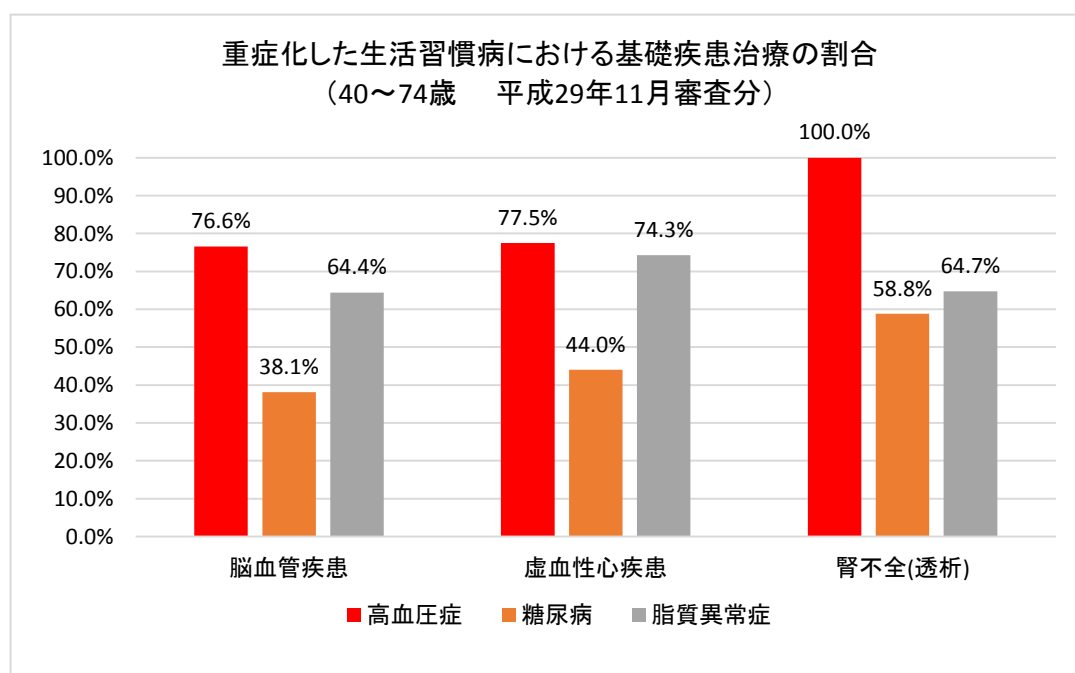
3 特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方

(1) 生活習慣病対策の必要性

高齢化の急速な進展や生活スタイルの変化などに伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費に占める割合も約3分の1となっています。高齢期に向けて生活習慣病の罹

患等が顕著なことから、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症を招き、生活習慣の改善がなければ、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになります。

このため、生活習慣の改善による生活習慣病の発症、重症化予防の対策を進めることで、患者を減らすことができれば、結果として、住民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。



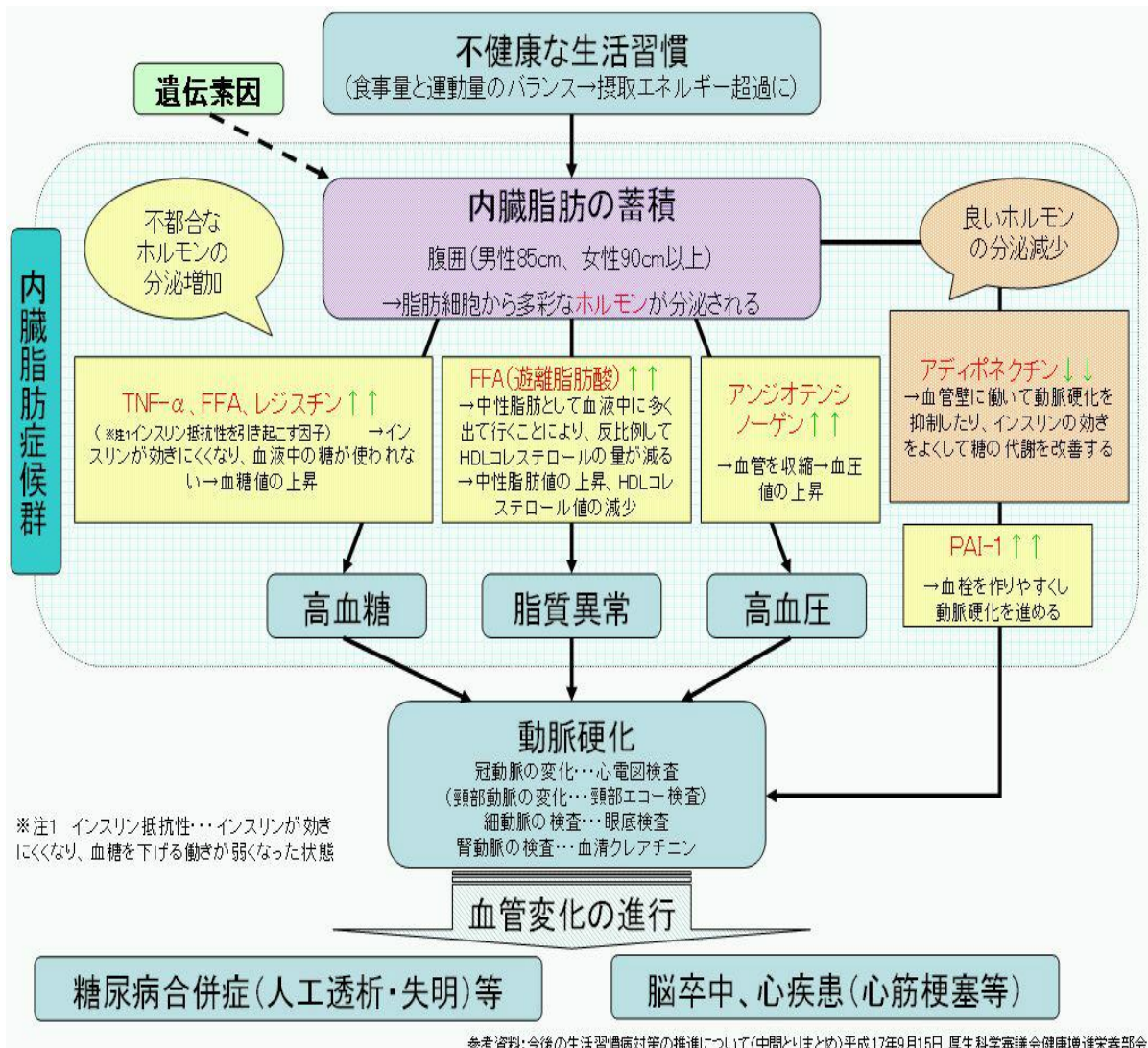
出典：KDB 帳票

(2)メタボリックシンドロームという概念への着目

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

メタボリックシンドロームの概念に着目するのは、生活習慣病の発症、重症化の過程でこのことが大きく影響しているからであり、この該当者及び予備軍者の減少を目指す必要があります。

メタボリックシンドロームのメカニズム



参考資料:今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)平成17年9月15日 厚生科学審議会健康増進政策委員会

「特定健康診査等実施計画作成の手引き」より引用

(3) 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

	かつての健診・保健指導		現在の健診・保健指導
健診・保健指導の関係	健診に付加した保健指導	<p>最新の科学的知識と、課題抽出のための分析</p> <p>行動変容を促す手法</p>	内臓脂肪の蓄積に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	プロセス(過程)重視の保健指導		結果を出す保健指導
目的	個別疾患の早期発見・早期治療		内臓脂肪の蓄積に着目した早期介入・行動変容 リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、生活習慣の改善につながる保健指導を行う
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供		自己選択と行動変容 対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる
保健指導の対象者	健診結果で「要指導」と指摘された者		健診受診者全員に対し情報提供、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「動機付け支援」「積極的支援」を行う
方法	主に健診結果に基づく保健指導 画一的な保健指導		健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトプット(事業実施量)評価を重視		アウトプット評価に加え、アウトカム評価やプロセス評価、ストラクチャー評価を含めた総合的な評価
実施主体	市町村		医療保険者

第2章 第2期実施計画の実績と評価について

1 被保険者数と医療費の現状

(1) 国民健康保険被保険者数の推移

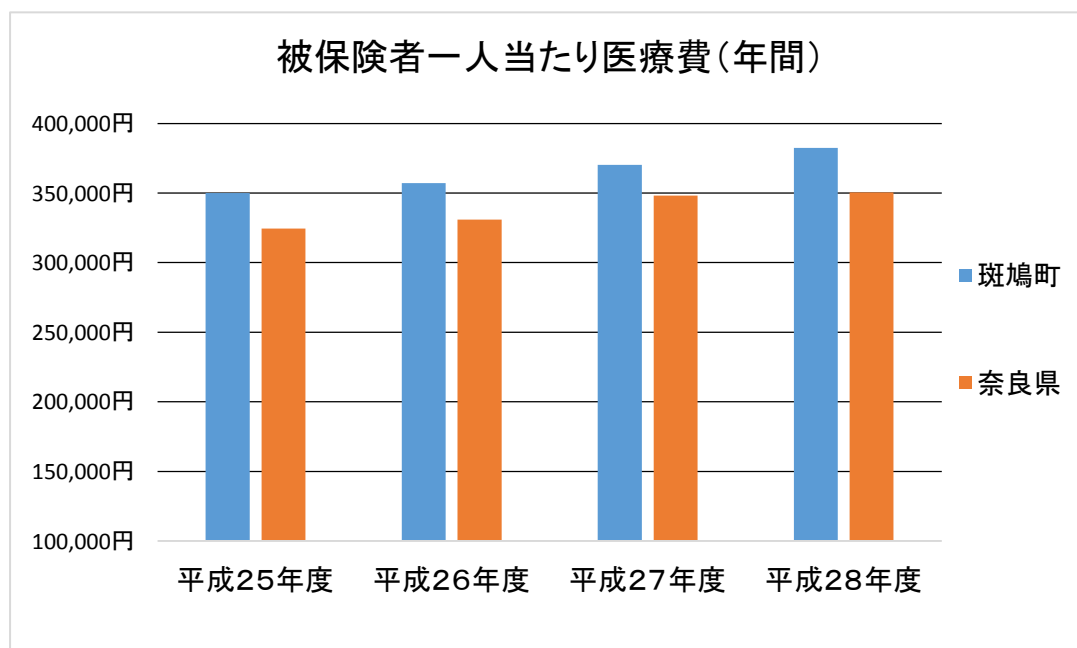
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数	4,271世帯	4,259世帯	4,186世帯	4,076世帯
被保険者数	7,528人	7,430人	7,160人	6,892人

出典：国民健康保険事業年報(厚生労働省)

(2) 国民健康保険加入者の一人当たり医療費の状況（年間医療費）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一人当たりの医療費（町）	350,100円	357,068円	370,275円	382,416円
一人当たりの医療費（県）	324,419円	330,949円	348,160円	350,564円

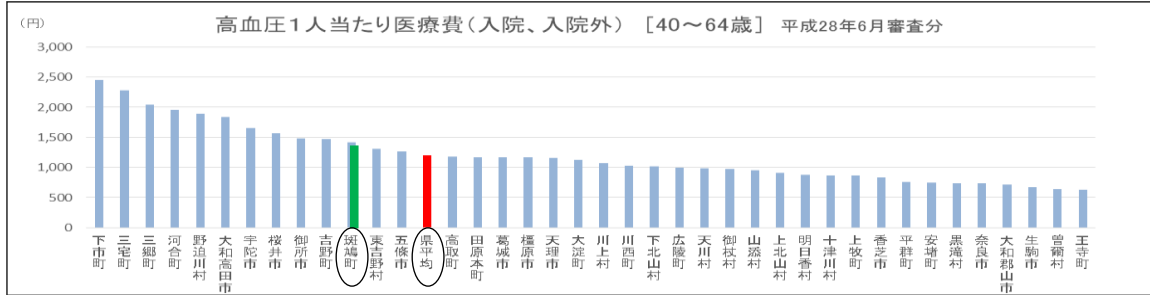
出典：国民健康保険事業年報(厚生労働省)



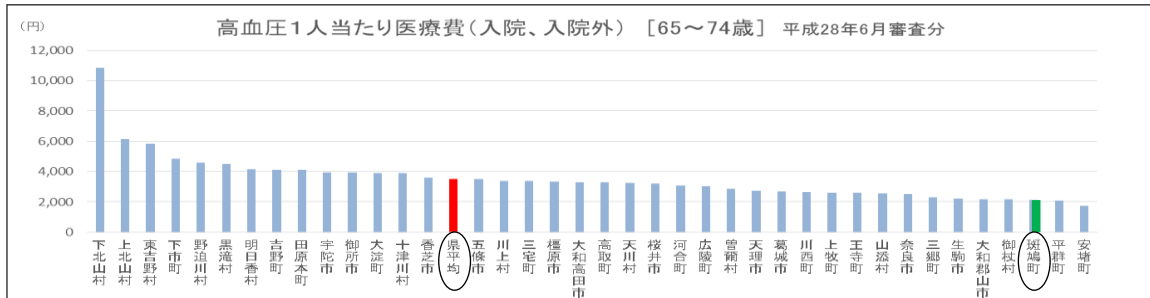
(3) 生活習慣病の一人当たり医療費の状況 (県内市町村)

平成28年6月審査分

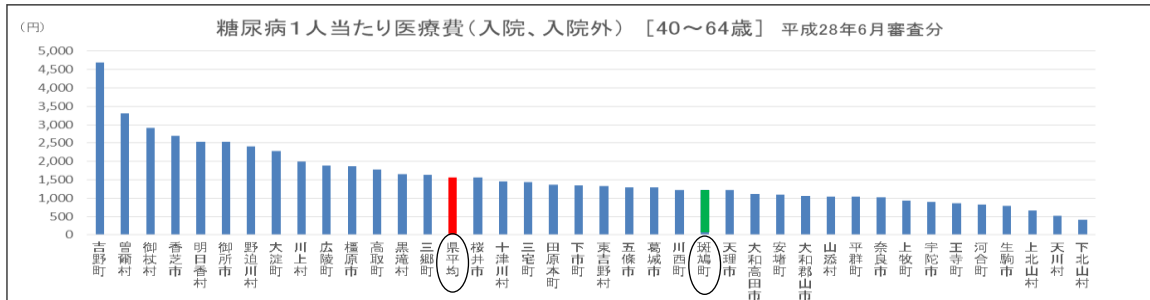
高血圧 (40~64歳)



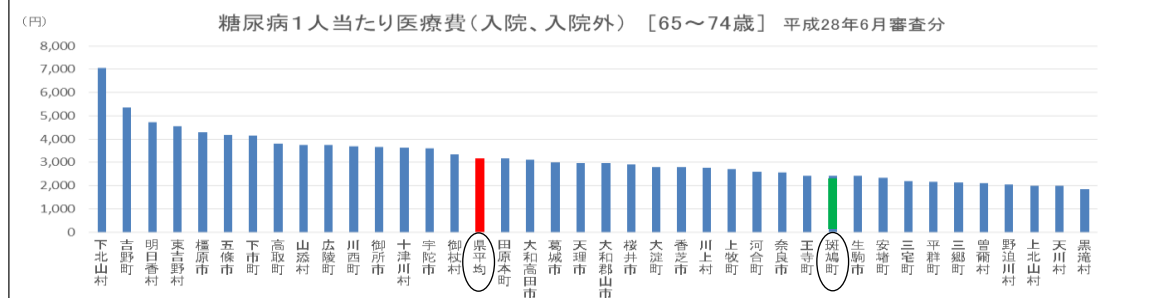
高血圧 (65~74歳)



糖尿病 (40~64歳)



糖尿病 (65~74歳)

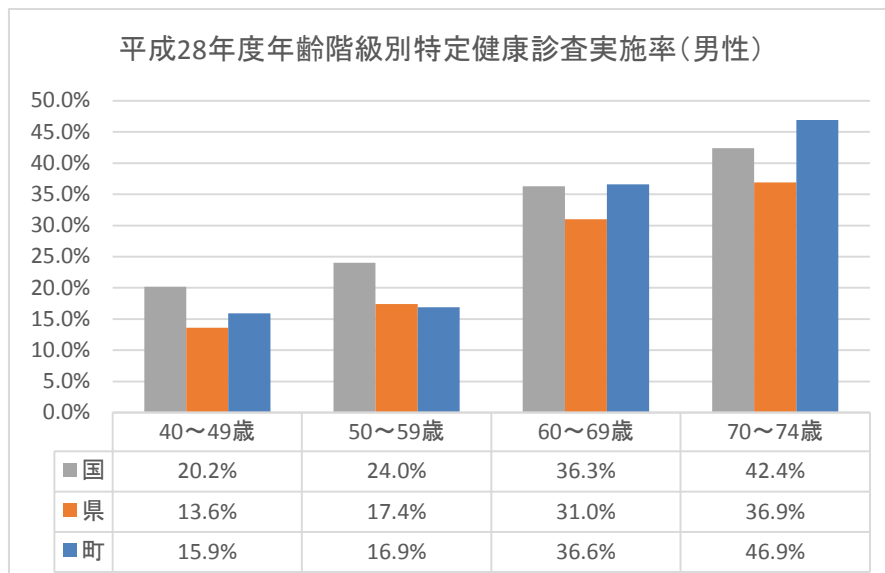
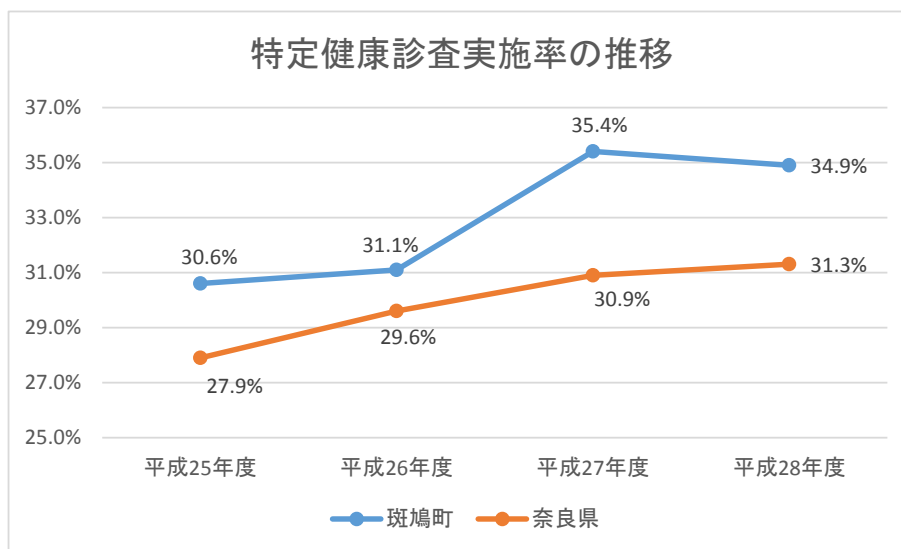


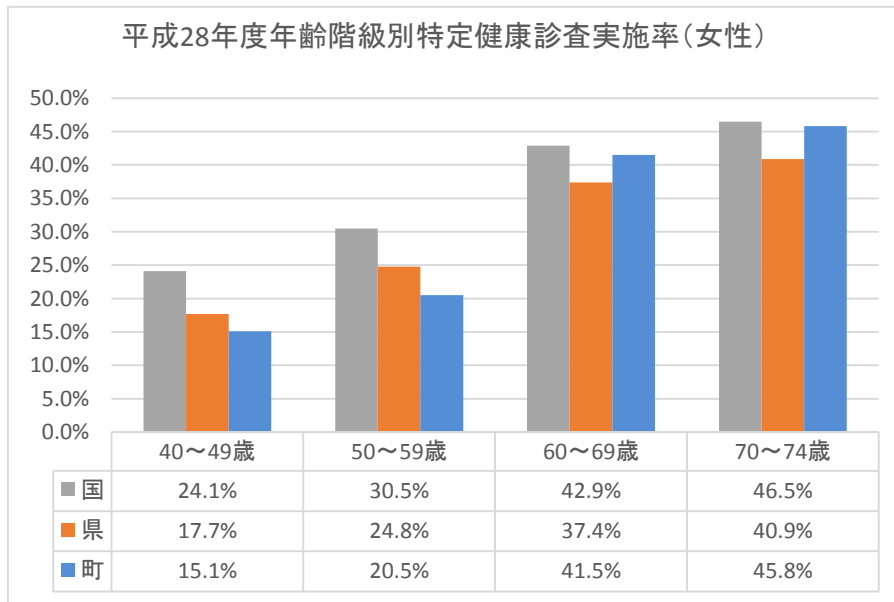
2 特定健康診査実施結果

(1) 特定健康診査実施状況

第2期の目標値及び実施率

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施率	目標値	36%	42%	48%	54%
	実績	30.6%	31.1%	35.4%	34.9%
対象人数		5,315人	5,292人	5,136人	4,868人
実施者数		1,628人	1,647人	1,816人	1,700人





出典：KDB 帳票

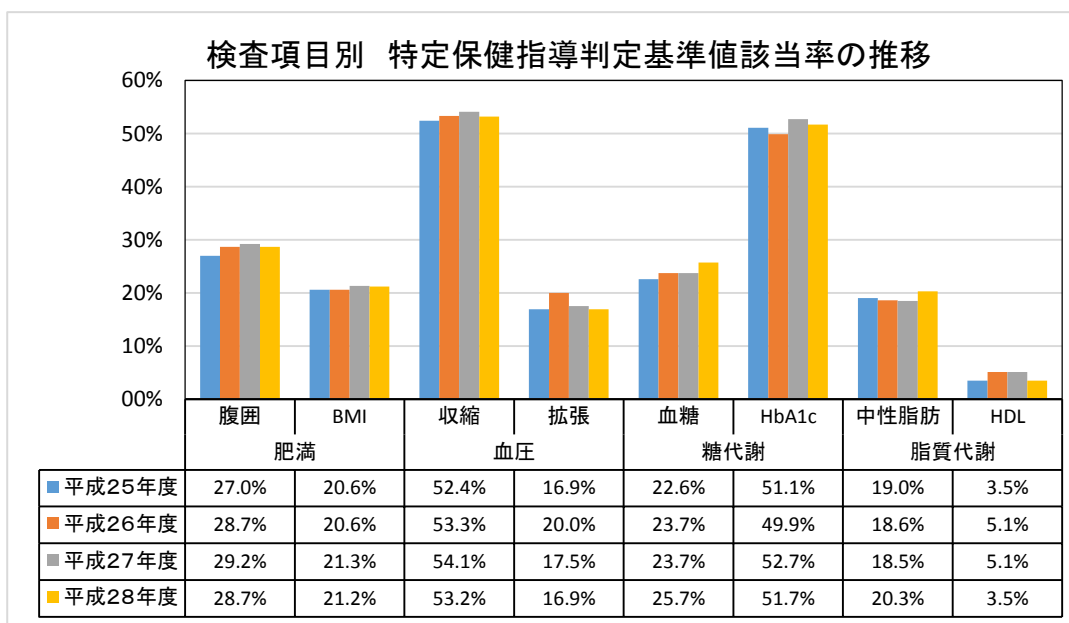
考察

特定健康診査については、がん検診との同時実施や、受診勧奨・再勧奨等を行い実施率は増加したが、目標値には及ばない状況である。

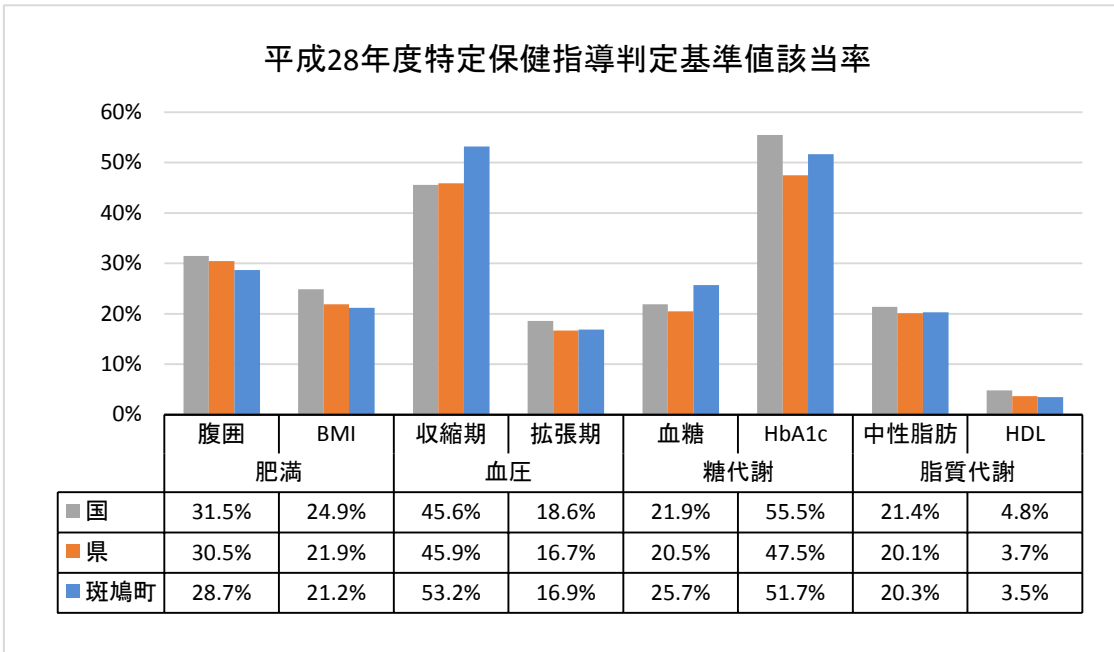
年代別にみると、年齢が高くなるほど実施率が高くなっている。40代、50代の女性においては、国や県よりも低い状況にあり、その他の年代については県よりは高く、国には及ばない状況である。

男女別にみると、国や県ではどの世代においても女性の実施率のほうが多いが、町においては、大きな差は見られない状況である。

(2) 特定保健指導判定基準項目該当者状況



出典：KDB 帳票



出典：KDB 帳票

考察

肥満については、年々微増傾向にあるが、国・県と比較すると低い状況である。

血圧については、どの年度においても高く、実施者の半数以上が該当しており、国・県と比較しても高い状況である。

糖代謝については、どの年度においても高く、実施者の半数以上が該当しており、国より低く、県よりは高い状況である。

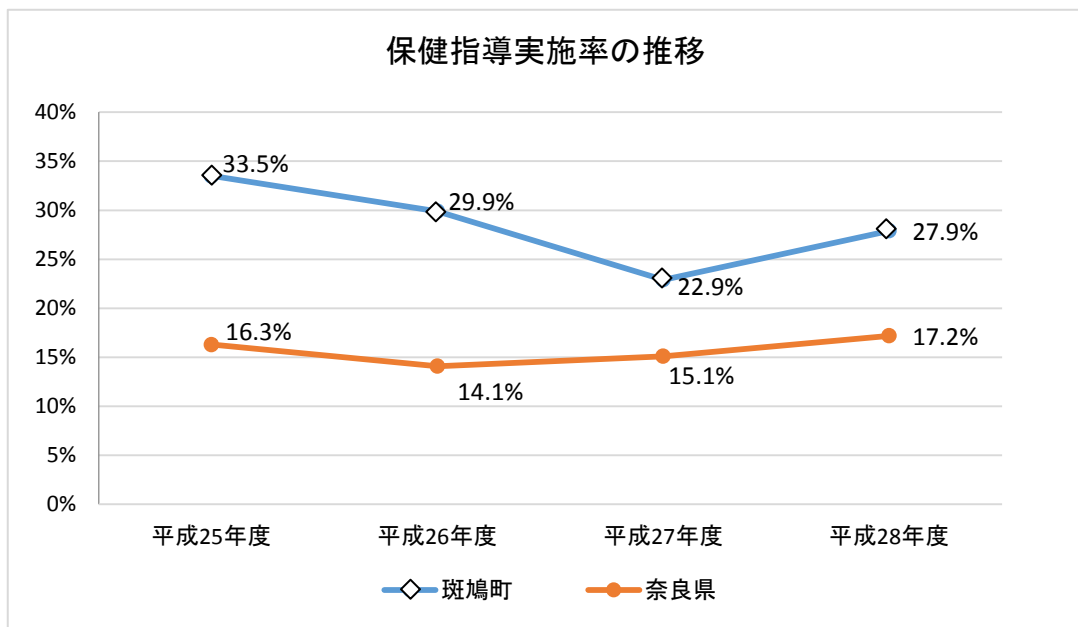
脂質代謝については、年度により変動がみられるが、国・県と比較すると低い状況である。

3 特定保健指導実施結果

(1) 特定保健指導実施状況

第2期の目標値及び実施率

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
実施率	目標値	28%	36%	44%	52%	
	実績	33.5%	29.9%	22.9%	27.9%	
対象者数		182人	164人	205人	179人	
実施者数		61人	49人	47人	50人	
内訳	積極的	対象者数	32人	25人	27人	32人
		実施者	8人	1人	6人	3人
		実施者の割合	25.0%	4.0%	22.2%	9.4%
	動機付	対象者数	150人	139人	178人	147人
		実施者	53人	48人	41人	47人
		実施者の割合	35.3%	34.5%	23.0%	32.0%



出典：法定報告

考察

平成25年度から、集団指導を行ったことにより、実施率は平成24年度に比べて10.7ポイント増加したが、その後は減少しており、目標値に達していない。しかし、どの年度においても、県と比較すると高い状況である。

4 これまでの主な取組

(1) 普及啓発の強化

広報紙掲載や公共施設・医療機関にポスター掲示等を行いました。また、受診券送付時に受診勧奨チラシを同封し受診を促しました。

(2) 受診勧奨の実施

電話、郵送等による受診勧奨、再勧奨を行うなか、特にソーシャルマーケティングの手法を活用した受診率向上への取り組みに力を入れました。

(3) 受診しやすい体制づくり

休日健診の実施やがん検診等、他検診との同時実施を行うことで実施率の向上に取り組みました。

(4) その他の取組

健診結果通知表送付時に健診結果活用リーフレットを同封するとともに、平成29年度からは結果説明会を開催し、自身の結果について振り返り、生活習慣を見直すきっかけとしました。

第3章 特定健康診査について

1 対象者の定義

特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる加入者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している人（年度途中での加入・脱退等異動のない人）のうち、医療機関に入院中の人や妊産婦等を除いた人が対象者となります。

2 目標値の設定

国においては、平成35年度における市町村国民健康保険の特定健康診査の実施率の目標値を60%としており、平成30年度からの各年度の実施率は、平成29年度の実績見込等を勘案し、6年間で国が示す実施率目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくこととします。

特定健康診査の実施目標値

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者数	4,562人	4,379人	4,204人	4,036人	3,874人	3,719人
実施者数	1,824人	1,883人	1,976人	2,058人	2,131人	2,231人
実施率	40%	43%	47%	51%	55%	60%

3 実施項目

(1) 特定健康診査

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を抽出する健診項目とします。

実施項目等

区分	内容	
基本的な健診項目	既往歴の調査 (服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)(問診)	
	自覚症状及び他覚症状の検査 (理学的検査(視診、聴打診、腹部触診等))	
	身体計測	身長
		体重
		腹囲
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	GOT
		GPT
γ-GTP		
血糖検査	空腹時血糖もしくは随時血糖	
	ヘモグロビンA1c	
尿検査	糖	
	蛋白	
<p>詳細な健診の項目 (医師の判断による追加 健診項目)</p>	<p>貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) 心電図検査 眼底検査 血清クレアチニン</p>	
<p>保険者独自の追加健診項目</p>	<p>血清クレアチニン検査及び推算糸球体ろ過量(eGFR) ※医師の判断によるものを除く 血清尿酸検査 随時血糖検査 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値) ※医師の判断によるものを除く 心電図検査 ※医師の判断によるものを除く</p>	

(2) その他

人間ドックは特定健康診査の健診項目が含有されているため、人間ドックの実施を特定健康診査の実施に代えることとしました。

4 実施場所

(1) 特定健康診査(集団健診)

斑鳩町保健センター

(2) 特定健康診査(個別健診)

市町村と県医師会が締結する特定健康診査委託契約（集合契約）において委託する医療機関において実施します。

5 実施時期

(1) 特定健康診査

健康診査受診券発行後から、翌年3月末日まで

(2) 追加健診（人間ドック）

5月～3月末

6 周知や案内方法

(1) 周知方法

広報紙・ホームページ掲載や町内委託医療機関にポスターを掲示し、特定健康診査の意義や効果について広く周知します。

(2) 受診券の配布方法

特定健康診査の対象者全員に受診券を郵送（5月に受診対象者全員に一斉交付）します。その際受診勧奨のチラシを同封します。

7 代行機関の利用

特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務等に関し、奈良県国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムを利用し、事務の円滑化を図ります。

8 実施に関する年間スケジュール

特定健康診査・特定保健指導に関するスケジュールについては、以下の通り実施していきます。

年間スケジュール

	特定健診	
	個別	集団
前年度業務	<ul style="list-style-type: none"> ・健診対象者の抽出 ・健診機関との契約 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック健診助成交付申請受付 ・広報紙による周知 ・人間ドック健診対象者決定、受診開始 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・受診券送付 ・特定健診開始 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果の送付 	
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・再勧奨通知 	
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・法定報告 ・未実施者への受診勧奨はがきの通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の実施
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の健診受診・保健指導の状況についての評価、翌年度の予算要求 	
1月		
2月		
3月		

9 実施率向上のための取組

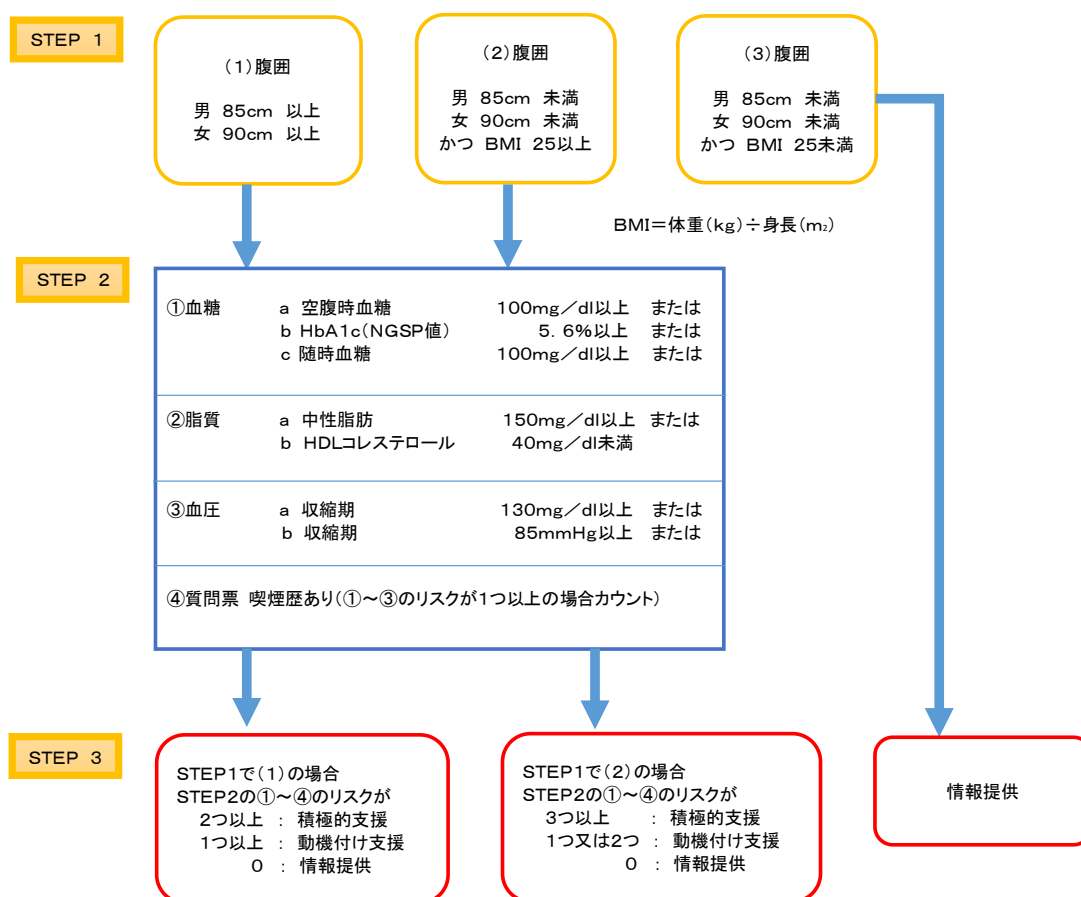
- ① 集団健診の際に前立腺がんや大腸がん検診を同時実施する等、受診しやすい環境づくりに努めます。
- ② がん検診や教室等での啓発を行い、受診意欲向上に努めます。
- ③ 地域の組織やボランティアと連携を図り、実施率の向上に取り組みます。
- ④ 未実施者に対しては、受診勧奨はがきを郵送し、未実施者の受診勧奨に努めます。
- ⑤ インセンティブ事業を実施し、実施率の向上に努めます。

第4章 特定保健指導について

1 対象者の定義

特定健康診査の結果、腹囲のほか、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症、または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除いた者です。次の図表にあるように、追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機付け支援の対象となるのか積極的支援の対象となるのかが異なります。

特定保健指導の判定基準

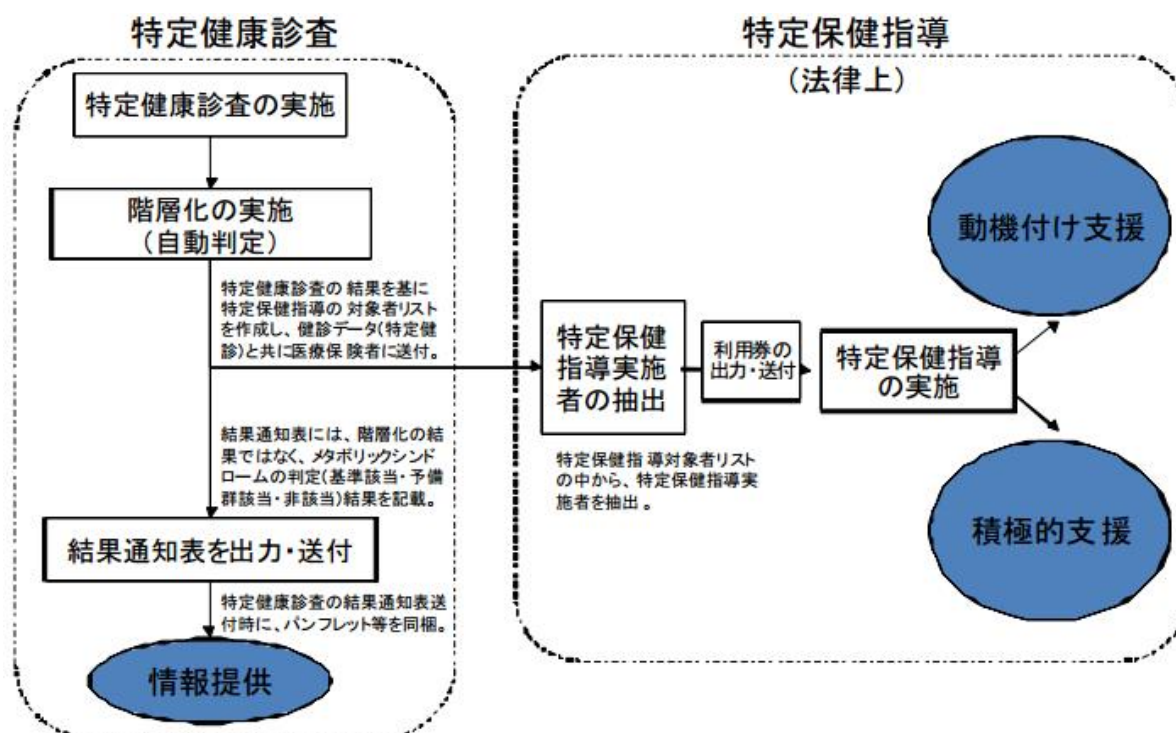


STEP 4

※65歳以上75歳未満の方は、「積極的支援」となった場合でも「動機付け支援」とする。

※血糖・脂質・血圧で服薬中の方は「情報提供」となり、特定保健指導の対象とはならない。

特定健康診査から特定保健指導への流れ(イメージ)



2 目標値の設定

国においては、平成35年度における市町村国民健康保険の特定保健指導実施率の目標値を60%としており、平成30年度からの各年度の実施率は、平成29年度の実績見込等を勘案し、6年間で国が示す実施率目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくこととしています。

なお特定保健指導の成果を図る目標として、特定保健指導対象者減少率を平成35年度において、平成20年度と比較して25%以上減少とします。

特定保健指導の実施目標値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
対象者		185人	196人	207人	215人	224人	234人
実施者		68人	81人	94人	109人	123人	141人
内 訳	動機付け	61人	73人	85人	98人	111人	127人
	積極的	7人	8人	9人	11人	12人	14人
実施率		37%	41%	45%	50%	55%	60%

3 実施内容

特定健康診査の健診結果に基づき、対象者に利用券を交付して、特定保健指導の区分毎に以下の方法により保健指導を実施します。

(1) 情報提供

対象者が、自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、結果の提供に併せて、生活習慣の改善等に関する基本的な情報を提供します。

(2) 動機付け支援

保健師による初回の個別面談（20分以上）又は集団指導（概ね80分以上）を実施して特定健診指導支援計画を作成し、3ヶ月以上経過後に評価（電話等）を行います。

(3) 積極的支援

動機付け支援と同様の方法で初回面談等を行うとともに、保健師等による電話又はメールにより継続的支援を実施し、3ヶ月以上経過後に評価（電話等）を行います。なお、積極的支援の継続的支援形態が変更され、2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、動機付け支援相当の支援でも積極的支援の特定保健指導を実施したこととします。

(4) その他の支援

特定健康診査の階層化による特定保健指導には該当しないが、肝機能等の数値が、奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアル「特定健康診査判定基準」の要指導に該当する者に対して保健指導を実施します。また、奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者に対しては、糖尿病性腎症重症化予防に関する保健指導プログラム例の内容を参考に保健指導を実施します。

4 実施場所

斑鳩町保健センター

5 実施期間

通年

6 周知や案内方法

特定健康診査の結果から特定保健指導対象者に対し利用券を発行します。利用券は原則として毎月2回発行・郵送し、安心して利用できるよう利用案内などを同封します。

7 実施率向上のための取組

- ① 特定保健指導利用券送付時に利用勧奨チラシを同封し実施率の向上に取り組みます。
- ② 未実施者に電話や訪問などにより利用勧奨を行います。
- ③ 対象者が自分の都合に合わせて利用できるよう個別指導と集団指導を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 関係機関や地域のボランティアと連携を図り、実施率の向上に取り組みます。
- ⑤ 生活習慣病の早期発見、重症化予防を確実にを行い、医療費削減に向けて取り組みを強化することが重要であり、第3期は平成29年度に策定された奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムも進めていきます。

第5章 個人情報保護について

1 個人情報保護について

個人情報保護に関しては、個人情報保護関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、及び「斑鳩町個人情報保護条例」に基づき、適切に実施していきます。

2 特定健康診査・特定保健指導の記録の保存等

特定健康診査の結果や特定保健指導に関する記録については、奈良県国民健康保険団体連合会を通じて斑鳩町国民健康保険に送付されます。

斑鳩町国民健康保険における特定健康診査の結果や特定保健指導に関する記録の保存は、電磁的方法によるものとし、当該記録等の作成日の属する年度の翌年度から5年間とします。

また、奈良県国民健康保険団体連合会においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」や「国民健康保険団体連合会における個人情報保護の規定」に基づき、適切に実施していきます。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表及び周知について

1 特定健康診査等実施計画の公表等

特定健康診査等実施計画の策定については、広報紙やホームページに掲載します。また、変更した場合についても速やかに公表します。

2 特定健康診査等の普及啓発

特定健康診査や特定保健指導の実施やそのねらいなどについては、被保険者証や受診券など個別に送付する封書にチラシを同封したり、広報紙やホームページに掲載を行うことなどにより、情報提供を行い、啓発を図っていきます。また、関係機関とも連携を図り、効果的な広報に努めていきます。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて

1 目標達成状況の評価方法

特定健康診査・特定保健指導は、できる限り多くの対象者に効果的・効率的に実施することによってメタボリックシンドロームであってリスクを有する者を減らしていくことが重要です。そのため、作成した実施計画に基づき実施するとともに、目標値の達成状況、経年変化の推移について把握していきます。

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施率

国への実績報告の数値等を基に、対象年齢別、保健指導の支援形態別等の達成状況を把握します。

(2) メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率

減少率については、特定保健指導対象者数の減少を目標とします。

2 評価時期

第3期特定健康診査等実施計画の最終年度である平成35年度において、目標の達成状況について評価を行います。

3 評価・見直しについて

平成35年度において行う評価結果を基に、実施計画の見直しを行います。評価・見直しについては、斑鳩町国民健康保険運営協議会において実施します。

1 斑鳩町国民健康保険運営協議会規則

第1条 斑鳩町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、斑鳩町国民健康保険条例（昭和35年4月斑鳩町条例第3号。以下「条例」という。）の規定によるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 条例第2条による委員の委嘱は、下記による。

（1） 第1号の被保険者を代表する委員は、斑鳩町の公職についていないものうちより、第2号の医師、歯科医師又は薬剤師を代表する委員については、斑鳩町の療養担当者又は直診に勤務する医師又は歯科医師のうちより、第3号の公益を代表する委員については、学識経験者のうちより委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 協議会の書記は、国民健康保険事務担当者中より町長が命ずる。

第4条 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

第5条 定期招集は、年2回とする。ただし、会長において必要あると認めたときは、その都度臨時会を招集することができる。

第6条 協議会は、定期招集のほか次に掲げる場合に会長が招集する。

（1） 町長から協議会に諮問があつたとき。

（2） 被保険者その他利害関係者より国民健康保険に関する意見の開陳があつたとき。

(3) その他会議を開く必要があると認めたとき。

第7条 会長は、協議会を招集しようとするときは、町長に通知しなければならない。

第8条 協議会は、条例第2条の各号の委員の定数の各々半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、議長は、裁決に加わることはできない。

第10条 議長は、会長若しくは職務代理者を以てこれに充てる。

第11条 当事者及び利害関係人が発言を求めたときは、議長は、これを許可しなければならない。

第12条 議長は、会議の状況を記録しなければならない。

第13条 会長は、職務上必要な資料を町長に要求することができる。

2 前項の要求があつた場合、町長は、これに応じなければならない。

第14条 協議会は、毎年1回審議した事項及びその他必要な事項並びにこれに関する意見を取りまとめて町長に報告しなければならない。

第15条 削除

第16条 委員及び書記が職務のため出張したときの費用弁償額は、斑鳩町職員の旅費に関する条例（昭和49年4月斑鳩町条例第13号）の定めるところによる。

第17条 委員の手当及び費用弁償の支給方法については、町職員の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 5 年規則第 3 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 5 9 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 1 4 年規則第 1 0 号）

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成29年度斑鳩町国民健康保険運営協議会 委員名簿

(順不同)

区 分		氏 名
第1号委員	被保険者	清 水 良 子
		上 田 喜美子
		清 水 順 子
第2号委員	医 師	梶 本 秀 和
	歯科医師	田 村 佳 則
	薬 剤 師	藤 田 正 治
第3号委員	公 益	福 瀬 敏
		上 地 加容子
		岡 田 義 治